

神奈川SGGクラブ会則

第1章 総 則

第1条〔名称〕

本会は、神奈川SGGクラブ(神奈川善意通訳者の会、Kanagawa Systematized Goodwill Guide Club、略称:KSGG)と称する。

第2条〔目的〕

本会は、ボランティア精神に基づいて国際親善を図ることを趣旨とし、外国人が言葉の不便を感じることなく、日本への理解を深め、楽しい日本滞在ができるように、語学ボランティアとして援助すること、及び会員相互の連帯と親睦を図ることを目的とする。

第3条〔拠点〕

本会は、当分の間、拠点を会長宅に置く。

第2章 活 動

第4条〔活動の範囲〕

本会は神奈川県全域を主な活動範囲とする。

第5条〔活動の内容〕

本会は、第2条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 公的団体及び非営利団体、或いは、それ以外の団体または個人からの依頼で、本会の受入条件にかなう外国人への通訳及び観光案内
2. 在日外国人への日本語による支援活動
3. その他本会が必要と認める活動

第3章 会 員

第6条〔会員資格の取得と維持〕

神奈川県及びその周辺に在住し、または勤務し、かつ善意通訳者(GG)として登録された者で、次の要件を満たす者とする。

1. 第2条の目的を理解し、積極的に活動する意欲を有し、かつ自己の余裕時間を活動のために提供できる者
 2. 語学ボランティアとして活動できる程度の日常会話能力を有する者
 3. 毎年年度当初或いは入会時に年会費5,000円を納入した者。但し、10月以降の入会者は、当該年度の会費は2,500円とする。なお、年会費はボランティア活動保険料を含む。
2. 会員資格を維持するにあたり、会員は自らの責任の下で、次の各号を常に心掛けなければならない。
1. 国際親善ボランティア活動に参加すること
 2. グループに参加し、必要に応じスタッフ活動を行うこと
 3. 定例会に出席すること
 4. メーリングリスト(以下「ML」)に加入すること

第7条〔会員の入退会〕

前条に該当する入会希望者は、最低3回の定例会に出席し、当会のあり方を理解した上で、会長宛に入会申請書を提出し、役員会が適格と認定した者をもって会員とする。なお、退会の場合は、事前にその旨を会長に届け出なければならない。

第8条〔休会制度〕

病気、ケガ、介護、転勤、高齢などの理由により、第6条に定める活動ができない会員(以下「休会者」)のために、休会制度を設ける。休会者に対する活動範囲、休会期間、会費、申請方法などの詳細については、別途「休会制度運用細則」に定める。

第9条〔会員の心得〕

会員は、次の点に留意する。

1. 善意通訳制度の趣旨により、外国人の接遇などに伴う報酬は一切受け取らない。
2. 常にGGバッジを着用し、善意通訳者カード及び会員証を携帯する。
3. 活動の終了後は活動内容を適宜、ML、定例会などで報告し、会報に載せる。

第10条〔会員資格の取消〕

次の事項に該当する会員は、役員会で審議し、会員資格を取り消すことができる。

1. 本会則を守らない会員
2. 会費を三ヶ月以内に納入しない会員
3. 善意通訳者の心得を著しく逸脱し、またはGGカード、バッジを悪用するなど、本会の信用を失墜する行為を行った会員
4. 入会動機が、政治的、宗教的及び営利目的と認められた会員

第4章 役員及び会の運営組織

第11条〔役員数と任務〕

本会に次の役員を置く。また名誉会長を置くことができる。

会長	1名	本会を代表し、会務を統括する。
副会長	2～4名	会長を補佐し、必要に応じその任務を代行する。
事務局長	1名	日常業務を執行し、本会の定める会議を運営するとともに、事務局を統括する。
会計	1名	会計事務を取り扱う。
グループリーダー	各1名	グループの長として会務を執行し、会の円滑な運営を図る。
監査役	1名	会計監査及び業務監査を行う。

第12条〔役員を選任及び任期〕

役員は総会においてこれを選出する。役員任期は満2年とし、選任された年の4月1日をもって始期とする。なお、再任を妨げない。但し、同一役職で最長6年までとする。

第13条〔役員欠員時の処置〕

役員が欠けたときは、役員会においてその補欠役員を選出しなければならない。なお、補欠の役員任期は次の総会までとする。

第14条〔会の組織運営〕

本会に次のグループ及び事務局(以下「各グループ」)を置き、本会の活動を具体的に運営する。

1. 企画開発グループ
 2. 日本文化紹介グループ
 3. 日本語支援・交流グループ
 4. ガイドグループ
 5. 案内デスク・観光支援グループ
 6. 会員研修グループ
 7. 広報グループ
 8. 事務局
2. 各グループの活動内容は別途定め、会報および会員広場に掲載する。
 3. 各グループ内の役職・任務は、各グループの定めに拠ることとする。

第5章 会 議

第15条〔総会の招集〕

総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年4月に会長が招集する。

臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合、これを開催する。

総会は会員の過半数を以て成立する。

第16条〔総会の審議〕

総会は、次の事項を付議し、議決は出席会員の過半数を以て決する。

1. 会務の報告
2. 予算及び活動計画の議決、決算及び活動報告の承認
3. 会長、副会長、その他役員を選出
4. 会則の変更に関する事項
5. 第5条活動の決定
6. その他重要な事項

第17条〔総会の議事録〕

総会の議事については、議事録を作成し、議長がこれに署名捺印し、本会に保存するものとする。

第18条〔役員会の構成及び招集〕

役員会は本会の役員を以て構成し、会長がこれを招集する。なお、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

第19条〔役員会の審議〕

役員会においては、次の事項を審議、決定する。

1. 本会の運営に関する事項、及び役員会が必要と認めた事項
2. 総会の運営に関する事項、及び総会に付する議案に関する事項

第20条〔役員会の開催〕

活動の円滑な推進を図るため、原則として毎月1回役員会を開催する。事務局長またはグループリーダーが出席できない場合は、代理が出席するものとする。

第21条〔定例会〕

会員相互の親睦を深め、情報交換を行うため、原則として毎月1回定例会を開催する。

第6章 会 計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第23条 本会の会計は、会計担当者が責任をもってこれを担当する。

第24条 本会の経費は会費、その他の収入を以て維持する。

第25条 本会の運営にあてるため、必要により、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て臨時会費を徴収することができる。

第7章 褒 章

第26条 本会は次の基準により、独立行政法人国際観光振興機構、県、その他の団体に対して褒章の推薦を行う。

1. 本会の目的に従って積極的な活動を行い、外国人の接遇において著しく貢献した会員
2. 善意通訳制度の発展及び組織化に著しい貢献をした会員

第8章 弔 慰 金

第27条 会員の死去の場合は、会として弔慰金を支出するものとする。

付 則

第28条 本会則は、2021年4月17日を以て発効する。

第一回改訂	1997年4月13日	弔慰金を追加
第二回改訂	1999年4月10日	副会長数を2～3名に変更
第三回改訂	2003年4月12日	副会長数を2～4名に変更
第四回改訂	2004年4月10日	会員証の携帯義務追加、国際観光振興会の名称変更
第五回改訂	2005年4月09日	活動の拡大を図って全面改訂(特に第2章、第4章)
第六回改訂	2006年4月08日	年度会費を4,000円→6,000円に変更(第6条第1項第3号)
第七回改訂	2007年4月14日	年度会費はボランティア活動保険料を含むに変更

第八回改訂	2008年4月19日	会費未納許容期間短縮(第10条第2号)
第九回改訂	2009年4月11日	役員任期明確化(第12条)
第十回改訂	2012年4月14日	年度会費を6,000円→5,000円に変更(第6条第1項第3号)
第十一回改訂	2015年4月11日	第11条 会計監査を監査役に名称変更
第十二回改訂	2020年4月18日	会員資格維持条件追加(第6条第2項)、休会制度追加(第8条)、現行第8条以下各1条ずつ繰下げ、第9条第3号変更、第4号削除
第十三回改訂	2021年4月17日	役員数変更(第11条)、グループ制による組織運営追加(第14条)、現行第14条以下各1条ずつ繰下げ

なお、本会則に定めるもののほか、必要ある場合は役員会にて審議し、総会で決定する。